報告第１９号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

専　決　処　分　書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和８年８月２０日午後２時５５分ごろ、渋川市石原６番地１渋川市役所第二庁舎屋上駐車場において、商工観光部観光課職員が運転する公用車（群馬４００す２３１２）が後退した際、後方に駐車していた[redacted]氏が所有する普通自動車（[redacted]）の右前方部に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成２６年１２月１１日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２３日

渋川市長　星　名　建　市

１　和解の内容

当事者　甲　渋川市長　星　名　建　市

乙　[redacted]

（１）　甲は乙に対し、損害賠償金２１７，３２７円を支払う。

（２）　甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

２　損害賠償額

２１７，３２７円